

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 北条水稻複合肥料米一号等の肥料登録倉吉市等の基本測量の実施
国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録
- 国民健康保険療養取扱機関の申出の受理
- ふそ病等の検査の実施
- 牛の肝てつ検査及び駆除の実施
- みつばちの腐そ病の検査及び駆除の実施
- 牛の結核病等の検査及び駆除の実施
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
立会演説会の開催計画に関する意見聴取
- ◇公安告示 聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第二百六十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所、氏名
------	-------	------------------	------------

鳥取県
第三三三九号

北条水稻複合肥料
米 一 号

アンモニウム性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

一四七九四
・・・・
九三〇九

東伯郡北条町弓原二四七の六
下北条農業協同組合
組合長理事 根 鈴 信 雄

第三三五号

北条水稻複合肥料
米 二 号

窒素全量
りん酸全量
アンモニウム性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

一一二五七七三四
・・・・
九〇九三六六六

東伯郡大栄町瀬戸六〇の一
大誠農業協同組合
組合長理事 茂 住 正

第三三六号

大誠苗代複合

アンモニウム性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

一〇五七七
・・・・
四八三七

東伯郡大栄町瀬戸六〇の一
大誠農業協同組合
組合長理事 茂 住 正

第三三七号

大誠水稻複合一号

アンモニウム性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

一一五六〇
・・・・
六三五〇

東伯郡大栄町瀬戸六〇の一
大誠農業協同組合
組合長理事 茂 住 正

第三三八号

大誠水稻複合二号

窒素全量
りん酸全量
アンモニウム性窒素
可溶性りん酸
水溶性加里

一一〇四五五六七
・・・・
一二〇〇五四六

東伯郡大栄町瀬戸六〇の一
大誠農業協同組合
組合長理事 茂 住 正

鳥取県告示第二百六十一号

次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（航空写真撮影、対空標識設置作業）

二 作業期間 昭和三十七年四月二十三日から六月三十日まで

三 作業地域 倉吉市、境港市、米子市

西伯郡大山町、名和町、中山町、西伯町、

第三三九号	大誠水稻複合三号	窒素全量 りん酸全量 アンモニウム性窒素 可溶性りん酸 水溶性加里	八四七五七 ・・・・ 九一八三三四	会見町、岸本町、伯仙町、日吉津村、淀江町 東伯郡赤碓町東伯町、大栄町、北条町、羽合町、東郷町、泊村、三朝町、関金町 気高郡青谷町、鹿野町 日野郡溝口町
-------	----------	---	-------------------------	--

鳥取県告示第二百六十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十八条に規定する登録について、同法第三十九条第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政

令第三百六十三号) 第九条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
鳥国医九一三	堀越雄二郎	昭三六、九、二五
〃 九一四	野原 幸清	〃三七、三、二三
〃 九一五	金 雲智	〃
〃 九一六	遠藤 昭穂	〃
〃 九一七	谷口 遙	〃
〃 九一八	加藤 一吉	〃
〃 九二〇	安達 秀雄	〃
〃 九二二	倉元 義人	〃三五、七、一一
〃 九二三	永見 実	〃三七、四、一二
鳥国函二二二	白土 英雄	〃 三、一九
〃 二二三	岸 正典	〃
鳥国薬一三五	谷口 明春	〃 四、一二
〃 一三六	上林貞太郎	〃 二四

〃 一三七	池本 四郎	〃
〃 一三八	進藤 百藏	〃

鳥取県告示第二百六十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名

療養取扱機関名	所 在 地	受 理 年 月 日
山田 医院	鳥取市伏野一、七〇九の一	昭三六、一一、一一
永楽山本	〃 吉方二九七の一	〃三七、三、二八
坂本	〃 藪片原町四三の一	〃 四、一
田中	倉吉市上井	〃三六、一一、一一
岸田	〃 明治町一、〇二八	〃三七、一、一一
門脇産婦人科	〃 瀬崎町二、七三八	〃三六、一一、一一
岡空診療所	米子市糺町一丁目	〃三七、二、二五
細田 医院	〃 角盤町三丁目一一七	〃三七、二、一〇
足立内科	境港市佐斐神一、三二一	〃三六、一二、二五
蒲生診療所	岩美郡岩美町字蒲生九二一の三	〃 一二、一
乾 医院	気高郡鹿野町鹿野六、四〇五の一	〃 二九
福永	〃 青谷町青谷四、三〇六	〃 四、一
小鹿診療所	東伯郡三朝町東小鹿一五六〇の三	〃 一一、一一
松本歯科医院湖山出張所	鳥取市湖山町	〃三七、一、一
伊藤歯科医院	〃 吉方二七〇	〃 二、五
今宮	〃 湖山町一、一九四の七一	〃 二〇
田本	〃 米子市立町三丁目一〇〇	

田本 〃 西伯郡名和町御来屋
 株式会社乾薬局 鳥取市吉方二七〇
 門脇 薬局 西伯郡大山町末長二八三の三

鳥取県告示第二百六十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて腐そ病検査並びにピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づきみつばち及び牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 腐そ病及びピロプラズマ病予防並びにだに駆除のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 腐そ病検査
みつばち

ピロプラズマ病検査及び駆除
 牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

腐そ病検査……肉眼的検査及び細菌学的検査
 ピロプラズマ病検査……血液検査
 だに 駆除……B、H、C剤散布

別表 (一) ふそ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
昭和三十七年五月二十八日	日野郡溝口町谷川	木鳥養ほう場
〃	〃	二部 桶口
〃	〃	江府町洲が崎 浦部
〃	〃	日野町本郷 生田

別表 (二) ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
昭和三十七年六月十一日	日野郡江府町日ノ詰地区	日ノ詰 家畜検診場
〃	〃	深山地区 深山
〃	〃	日野町横路 横路
〃	〃	板井原 板井原
〃	〃	江府町御机 御机
〃	〃	下蚊屋 下蚊屋
〃	〃	助次 助次

鳥取県告示第二百六十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法
 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤及びピチノール製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十二日	関金町旧南谷地区	泰久寺支所、大鳥居倉庫、安歩
〃	〃	山口、那家、安部
〃	〃	明高、堀、今西
〃	〃	大柿、木泉、小河内
〃	〃	片柴、高橋、東小鹿
〃	〃	旧小鹿地区
〃	〃	旧三徳地区

二十八日	旧竹田地区	穴鴨、木地山
二十九日	大栄町旧栄地区	東高尾、下種、亀谷
三十日	旧大誠地区	穂波、原、六尾
	旧由良地区	別所、由良谷、妻波、大谷
	東伯町旧古布庄地区	三本杉、別宮、法万
三十一日	旧上郷地区	福永、山田、公文
六月 四日	旧浦安地区	診療所、上伊勢、槻下
	倉吉市旧北谷地区	森、中野、福田
	旧高城地区	服部、上福田、下福田
五日	旧小鴨地区	小鴨、天神野、中河原、富海
	上小鴨地区	中田、上古川、広瀬
六日	旧社地区	園分寺、和田

鳥取県告示第二百六十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて腐そ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づきみつ

ばちの所有者に対して、検査を受けることを命ずる。
昭和三十七年五月十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 腐そ病予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 みつばち

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

肉眼的検査——成蜂群の性状、産卵圏の性状、蜂児の性状
細菌学的検査——直接塗沫による芽胞の検出

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月 十四日	米子市陰田	佐野養ほう場
十五日	加茂	前田
	西福原	大上
十六日	八幡	末次

十七日	会見町諸木	宅野
十八日	西伯町鴨部	岩田
	米子市福市	磯田
二十二日	上安雲	来海
		武本
二十三日	岸本町久古	長谷川
二十四日	大殿	西吉
		影山庄
		影山忠
二十五日	小野	森安
二十六日	米子市吉岡	森
二十八日	溝口町谷川	草野
	二部	
二十九日	江府町洲河崎	山下
	日野町本郷	
六月 十一日	西伯町笹谷	都田
	金山	奥山
	東上	

鳥取県告示第二百六十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病並びにブルセラ病予防及び肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査——ツベルクリン反応
ブルセラ病検査——ブルセラ急速凝集反応及び国際法
肝てつ検査——皮内注射反応及び虫卵検査法
肝てつ駆除——ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 結核、ブルセラ病検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十八日	西伯郡西伯町	西伯郡西伯町天津
		大国

三十一日 〃 〃 天津

肝てつ検査及び駆除日程

実施期日	実施区域	実施場所
五月十五日	西伯郡中山町萩原	同上
〃 二十一日	〃 二十六日	〃 大山町大山地区
〃 二十六日	〃	〃 淀江町宇田川

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十七年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一日時 昭和三十七年五月十九日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 参議院議員通常選挙の執行について

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第三項の規定により、近く執行される予定の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くため、次のとおり鳥取県内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一日時 昭和三十七年五月十九日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十六条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年五月十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

本籍 鳥取市瓦町一七五

住居 〃 〃 八七七

岩崎 寿雄

二 聴聞の期日

昭和三十七年五月二十三日 午後一時から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室